

質問第一〇五号

留置施設における外国人被留置者の死亡事案及び政府の対応に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

令和八年七月二十二日

石垣 のりこ

参議院議長 関 口 昌 一 殿

留置施設における外国人被留置者の死亡事案及び政府の対応に関する質問主意書

令和八年七月、トルコ国籍のクルド人男性が警視庁の留置施設で勾留中に死亡したと報じられている（以下「当該事案」という。）。同報道によれば、当該男性は勾留中に腹痛等の体調不良を訴え、医療機関で診察を受けた後、再び留置施設へ戻され、その翌日に死亡したとされている。また、死亡後、遺族への連絡まで一定期間を要したとされている。当該事案はトルコ国内においても大きな関心を集め、トルコ大国民議会において取り上げられ、日本政府に対する事実関係の解明や説明を求める趣旨の発言も行われている。

公権力によって刑事施設や出入国在留管理庁の施設等に収容された者について、政府は、その国籍、民族、在留資格等によって区別することなく、その生命、身体及び健康を保持し、必要な医療を受ける機会を確保する責務を負う。また、外国との間で重大な事案が発生した場合には、国内及び相手国に対し、迅速かつ適切に事実関係を公表し、説明責任を果たすことが求められる。

以上を踏まえて、以下質問する。

一 公権力によって刑事施設や出入国在留管理庁の施設等に収容された者については、その国籍、民族、在留資格等によって区別することなく、その生命、身体及び健康を保持し、必要な医療を受ける機会を確保

する責務を負うと考えるが、政府の認識を示されたい。

二 政府は、当該事案についてどのような報告を受け、事実関係を把握したか示されたい。また、死亡の経緯について、警視庁等の関係機関からどのような報告を受けているか示されたい。

三 留置施設内で被留置者が死亡した場合について、死亡の原因及び経緯の公表に関する基準又は指針を政府は定めているか示されたい。定めている場合、その内容を具体的に示されたい。

四 当該事案について、死亡の原因及び経緯が速やかに公表されなかった理由を示されたい。また、政府は、国民及び国際社会に対する説明責任を果たす観点から、死亡の原因及び経緯について、可能な限り速やかに公表すべきと考えるが、政府の認識を示されたい。

五 被留置者が死亡した場合に行う遺族への連絡について、時期、方法等の手続に関する基準は定められているか示されたい。定められている場合、当該事案において、同基準に沿った対応が行われたか示されたい。また、政府は、当該事案において死亡から遺族への連絡まで一定期間を要した理由を把握しているか示されたい。把握している場合、その理由を示されたい。

六 政府は、トルコ大国民議会において当該事案が取り上げられ、日本政府に対して事実関係の解明等を求

める趣旨の発言が行われたことを認識しているか示されたい。また、その発言内容について、外務省又は在トルコ日本国大使館から報告を受けているか示されたい。

七 当該事案について、トルコ政府又は駐日トルコ共和国大使館から日本政府に対し、事実関係の説明、死因の究明等の要請又は照会があったか示されたい。要請又は照会があった場合、その内容及び政府の対応を示されたい。

八 当該事案について、政府は、日本とトルコの関係に影響を及ぼし得ると認識しているか示されたい。また、トルコ政府に対し必要な説明を行うとともに、在トルコ日本国大使館等を通じて、現地における反応や関係機関の動向について積極的に情報収集を行う考えはあるか示されたい。

右質問する。